

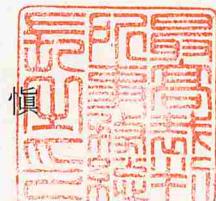
最高裁秘書第1971号

令和2年8月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

7月8日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

緊急事態宣言発令後、73期実務修習をどのように実施する予定であるかが分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2092号

令和2年9月3日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

緊急事態宣言発令後、73期実務修習をどのように実施する予定であるかが分
かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年7月29日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第18号

(2) 謝問日

令和2年8月28日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2093号

令和2年9月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

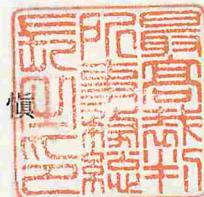
諮問番号 令和2年度（最情） 諒問第18号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年8月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、4月3日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習において自宅学修に切り替えた場合等の課題について」（以下「本件対象文書」という。）の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

緊急事態宣言発令後、73期実務修習をどのように実施する予定であるかが分かる文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、7月8日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書には、司法研修所民事裁判教官室、刑事裁判教官室、民事弁護教官室及び刑事弁護教官室がそれぞれ作成した「分野別実務修習において自宅学修に切り替えた場合等に司法修習生に与える課題について」（以下、併せて「本件別添文書」という。）が添付されており、司法修習生に与える具体的な課題案が記載されている。原判断において不開示としたのは、この課題案が記

載された部分である（以下「本件不開示部分」という。）。

- (2) 分野別実務修習中の自宅学修において司法修習生に与える課題は各配属庁会が決定しており、本件別添文書は、その際の参考としてもらうために各配属庁会に提供したものであって、司法修習生には配布していない。本件不開示部分に記載された課題案については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、今後、再び司法修習生が自宅学修を行うこととなった際等に課題案として再度利用される可能性があるところ、本件不開示部分が公になると、各配属庁会による指導の実施に混乱を生じさせる可能性があるほか、司法修習生がこれらの情報に接することにより、修習目的が十分達成できないおそれが生じる。したがって、本件不開示部分は、公にすると、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

- (3) よって、原判断は相当である。